

県南広域振興局長告示第 207 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、西和賀土地改良区（西和賀町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 9 月 21 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

理事

高 橋 稔 和賀郡西和賀町沢内字大野 20 地割 13 番地 4

2 退任

理事

高 橋 繁 春 和賀郡西和賀町沢内字大野 19 地割 106 番地 4